#### (別記様式第1号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	山ノ内町

# 山ノ内町鳥獣被害防止計画

#### <連絡先>

担 当 部 署 名 山ノ内町 農林課 耕地林務係

所 在 地 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏 3352-1

電 話 番 号 (0269) 33-3112

F A X 番号 (0269) 33-1104

メールアドレス kouchi-rinmu@town.yamanouchi.lg.jp

#### 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	獣類	ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンジカ、イノシシ、 ニホンザル、ハクビシン、キツネ、タヌキ、アナグマ、 ノウサギ	
	鳥類	カラス、ムクドリ、ヒヨドリ、スズメ、ドバト、キジバト、 アオサギ、カワウ	
計画期間	令和5年度~令和7年度		
対象地域	山ノ内町		

#### 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

#### (1)被害の現状(令和3年度実績)

鳥獣の種類	被害の現状		
局部の個規	品目	被害数値(金額・面積)	
ツキノワグマ	果樹(リンゴ、ブドウ、プラム、モモ)	756千円 15a	
カモシカ	果樹(リンゴ)	5,734千円 134a	
ニホンジカ	果樹(リンゴ、プラム)	10,004千円 200a	
イノシシ	果樹(リンゴ、プラム)	1,654千円 39a	
ニホンザル	果樹(リンゴ、プラム、モモ)	3,421千円 80a	
ハクビシン	果樹(リンゴ、ブドウ、プラム)	896千円 11a	
カラス	果樹(リンゴ、ブドウ)	247千円 5a	
ムクドリ	果樹(リンゴ、ブドウ、プラム、モモ)	810千円 18a	
ヒヨドリ	果樹(リンゴ、ブドウ、プラム、モモ)	810千円 18a	

#### (2)被害の傾向

#### ・ツキノワグマ

春から秋にかけて農地への出没が増加する。農作物の味を覚えると農地へ執着するようになり、住宅地付近まで出没しているため、人身被害の危険性が非常に高まる。令和4年度においては、観光地においてツキノワグマによる人身被害が発生した。

また、堅果類の凶作年は冬眠時期が遅れ、晩秋まで人里へ出没するようになる。

・ニホンジカ、カモシカ

ニホンジカとカモシカによる被害は鳥獣全体の6割を占めている。冬季から春季にかけては森林内の餌が少なくなるため、果樹の樹皮や新芽、葉などを目的に人里への出没が増加する。特に令和4年1月から3月にかけては積雪量が多かったために被害も甚大であった。年々生息地が拡大しており、町内の高標高地にある国立公園内においても目撃が増加しているため、希少植物の食害などの被害が懸念されている。

#### ・イノシシ

町内の全域において出没が見られており農作物被害を引き起こしている。果樹等の 食害の他に農耕地や道端の掘り返しなどを引き起こす。また、住宅に隣接する場所に おいても痕跡が見られるので、人身被害の危険性も非常に高まっている。

#### ・ニホンザル

町内の集落を中心に全域で出没している。農作物被害の他に住居侵入などの生活被害が通年にわたり発生しており、特に町内の南部地域では被害が常態化している。人間や自動車が近づいても逃げないような人慣れした個体が多く、集落とニホンザルの生息域との棲み分けができていない。

#### ・ハクビシン、タヌキ

ブドウをはじめとする果樹への食害が町内の全域でみられている。また、住居の屋根裏への侵入や空き家に住み着くなどの生活被害も引き起こしており、疥癬病などの健康被害も懸念されている。

- ・カラス、ムクドリ、ヒヨドリ 主に果樹への食害が町内の全域でみられている。
- ・アオサギ、カワウ 町内の養魚場において漁業被害(マス類)がある。

#### (3)被害の軽減目標

指標	現	状値(令和3年	芰)	目標値(令和7年度)
ツキノワグマ	果樹	756千円	15a	680千円 13a
カモシカ	果樹	5,734千円	134a	5,160千円 120a
ニホンジカ	果樹	10,004千円	200a	9,003千円 180a
イノシシ	果樹	1,654千円	39a	1,488千円 35a
ニホンザル	果樹	3,421千円	80a	3,078千円 72a
ハクビシン	果樹	896千円	11a	806千円 9a
カラス	果樹	247千円	5a	222千円 4a
ムクドリ	果樹	810千円	18a	729千円 16a
ヒヨドリ	果樹	810千円	18a	729千円 16a

※目標値は現状値の90%

## (4) 従来講じてきた被害防止対策

区分	従来講じてきた被害防止対策	課題
	・ニホンジカ、ニホンザル及びイノ	・若年従事者等人材確保(特に銃
	シシ等の被害に対応した捕獲	猟免許所持者)
	・ツキノワグマのうち加害個体は、	・捕獲した鳥獣の処分負担増加
	長野県の許可のもと箱わな(ドラ	・獣種ごとの生息状況の把握
	ム缶檻)による捕獲を実施	・ニホンザル等の効果的な捕獲方
	・上記に伴うわな等の設置補助及び	法の確立
	捕獲に要する経費への支援	・箱わなに対する警戒心や慣れに
捕獲等に関	・出没時の安全パトロールの実施	よる捕獲率の低下
する取組	・猟友会による定期的な町内の巡視	・くくりわなによるツキノワグマ
	、駆除活動	の錯誤捕獲
	・ツキノワグマ出没等の緊急対応	・ICT技術を活用した捕獲器の
	・ニホンザルの個体群に対する電波	導入と捕獲体制の構築及び被害
	発信器を利用した生息状況調査の	の未然防止
	実施	・集落ぐるみの追い払い活動
	・資格(狩猟免許等)取得に対する	・農業従事者が主体となった捕獲
	補助	体制の構築
	・広域的侵入防止柵(集団電気柵)	・適正な電気柵の維持管理と効果
	の設置(町内延長合計:23km)	的な積雪対策
  侵入防止柵	・集団電気柵の維持管理及び補修に	・広域的な侵入防止柵導入における
の設置等に	対する補助、材料支給	利害関係者との合意形成
関する取組	・電気柵購入費用に対する補助(R2	・導入設置後の適正な維持管理指導
対する状性	~4年度平均補助件数:22件)	・侵入防止柵の設置や維持管理に関
		する研修の実施
		・受益者や管理組合の高齢化
	・緩衝帯維持整備に対する補助	・放任果樹の除伐や耕作放棄地の
生息環境管	・交付金及び森林税を活用した大規	刈払い
理等その他	模緩衝帯の整備	・誘因物除去等の徹底
の取組	・誘引物除去等の周知	・緩衝帯の整備における関係者と
		の合意形成

#### (5) 今後の取組方針

### ・特定鳥獣保護管理計画等に基づき、計画的かつ効率的な個体数調整を実 ・猟友会員の高齢化及び人口減少を考慮し、資格取得に対する補助を継続 して捕獲者の確保及び育成を図る。 捕獲等に関 ・ICT技術を活用して捕獲効率を高め、捕獲数の増加を図る。 する取組 ・ニホンザル個体群については、テレメトリー調査及び GPS 首輪の導入 により生息状況等を把握する。状況によっては群れ全頭について大型の 捕獲檻を利用して捕獲を行う。また、市町村を跨いで生息している個体 群については、関係市町村及び長野県と連携して管理を実施する。 ・広域的な電気柵の設置を進めるとともに、既存の電気柵の適切な維持管 理に努め、効果を維持させる。 ・電気柵の適切な設置や管理方法に関する広報等での周知や現地研修を行 侵入防止柵 い、管理者の知識及び技術の向上を図る。 の設置等に ・降雪時においても効果を発揮する侵入防止柵の導入を検討する。 関する取組 ・受益者や農業者の高齢化が懸念されるため、今後も継続的に維持管理が できるよう体制の維持について支援する。 ・鳥類の効果的な被害防止方法について検証する。 ・鳥獣が出没しにくい環境づくりに向けた集落等の主体的な取組を支援す るため、鳥獣の生態や被害対策の情報を広く集落等に浸透させる。 生息環境管 ・集落を鳥獣の餌場にしないために、生ごみや廃果、放任果樹等の適正な 理等に関す 処理について広報等で周知させ、生息環境の整備を推進する。 る取組 ・林縁地帯の草刈りや放任果樹の伐採等の環境整備に関する支援を行い、 鳥獣の生息地と集落の棲み分けを目指す。

#### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1)対象鳥獣の捕獲体制

狩猟免許(銃・わな)の資格を持つ山ノ内町猟友会員が鳥獣被害対策実施隊員として任命され、被害地域を中心に年間を通じて有害捕獲活動に従事する。

なお、対象鳥獣の捕獲等を推進する上では、鳥獣被害対策実施隊員がライフル銃を 所持して捕獲等を実施する必要がある。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
		被害状況や目撃情報を収集して移動経路を確認しながら、効
	ツキノワグマ	率的な捕獲に向けて箱わな(ドラム缶檻)の設置を行う。
		止め刺しを行える人材(ライフル銃等所持者)の確保を進め
		る。
		爆竹等を使用して追い払い対策を進める。また、捕獲許可が
	カモシカ	下りている場合は、被害が発生している山沿い地域において
		銃器による方法を中心に捕獲を行う。
R5		錯誤捕獲に十分留意しながら、くくりわなの設置を進める。
~	ニホンジカ	また、止め刺しを行える人材確保を進めるとともに、猟銃以
R7		外の止め刺し機具を導入する。
		捕獲檻及びくくりわなを併用し、捕獲頭数の増加を目指す。
	イノシシ	また、止め刺しを行える人材確保を進めるとともに、猟銃以
		外の止め刺し機具を導入する。
		自動撮影カメラ及びGPS首輪を用いてサルの行動を確認し、
	ニホンザル	速やかな追い払い及び捕獲を行う。
	ニゕノッル	また、集落に出没するハナレザルについては積極的な捕獲に
		努める。

#### (3)対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

令和2年度から令和4年度における捕獲数等を考慮して設定した。現状の捕獲圧を維持しつつ、地域ぐるみの対策やICT技術を導入して効率的な捕獲を実施する。

- ▶ ニホンジカ及びニホンザルについては町で策定した捕獲年次計画に基づき個体数 調整を行う。
- ▶ カモシカについては被害が発生している地区毎に捕獲対象区域を設定し、文化庁の許可を得て必要な数を捕獲する。
- ▶ イノシシについては被害が町内全域で発生していることから、特定鳥獣保護管理 計画に基づき、現在の捕獲数を維持して積極的な捕獲を進める。
- ▶ ニホンザルについては個体群の動向を把握しつつ、個体群管理に支障が無いよう 考慮して捕獲に取り組む。また、被害が増加傾向にある南部地域の群れ(K群・ 雁田山群)は集団捕獲を実施する。
- ▶ ツキノワグマについては、人身被害の発生防止の観点から必要最小限度の捕獲を 行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等			
N 永 局	5 年度	6 年度	7年度	
ツキノワグマ	必要数(最小限)	必要数(最小限)	必要数 (最小限)	
カモシカ	必要数	必要数	必要数	
ニホンジカ	85	85	85	
イノシシ	60	60	60	
ニホンザル	50	30	20	
ハクビシン	必要数	必要数	必要数	
カラス				
ムクドリ				
ヒヨドリ	必要数	必要数	必要数	
アオサギ				
カワウ				

#### 捕獲等の取組内容

- ▶ ニホンジカとイノシシについては被害が発生している農地周辺においてくくり わな及び捕獲艦による捕獲を実施する。
- ツキノワグマについては箱わな(ドラム缶檻)によるものとし、くくりわなは使用しない。
- ▶ ツキノワグマの錯誤捕獲の可能性がある地域については、可能な限りくくりわなではなく捕獲檻を使用する。くくりわなが必要な場合は錯誤捕獲防止機能付きのものを使用する。
- ➤ ニホンザルは捕獲艦及びくくりわなを主に使用する。特に加害レベルが高い南部 地区等の群れは、大型の捕獲艦を利用して群れ全体での捕獲を実施する。また、 ICT技術を活用した効果的な捕獲方法を検討する。
- ▶ ハクビシン、タヌキについては被害に応じて小型捕獲檻により捕獲する。
- ▶ 鳥類については被害に応じて銃器により捕獲する。
- ▶ 捕獲通報システムを活用してわなの見回りを軽減するとともに、町内全域でわなの稼働率を上げる。
- 資格取得に対する補助を継続し、担い手の確保を図る。
- ▶ 狩猟期間中においては、狩猟者に対して積極的な活動を呼びかける。

#### ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

対象種:ニホンジカ (通年)、イノシシ (通年)、ニホンザル (通年)、ツキノワグマ (5月~11月)、ニホンカモシカ (12月~3月)

必要性: ライフル銃は散弾銃に比べて、弾道距離が長く命中精度が高いため、広範囲に 行動する獣類の捕獲に適しており、効率的に捕獲するために必要である。ライ フル銃の使用にあたっては、見通しの良い冬季においてバックヤードが確保で きる場所で実施するなど、適切な時期と場所に考慮して捕獲を実施する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣	
山ノ内町	ニホンジカ、カワウ、アオサギ	

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

#### (1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣		整備内容	
刈象局訊	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ	恒久電気柵の設置	  恒久電気柵の設置	恒久電気柵の設置
カモシカ	(上条地区1,000m)	(西部地区1,500m)	(東部地区1,500m)
ニホンジカ			
イノシシ	侵入防止柵の設置・更新		
ニホンザル	(各年度町内全域 1,800m)		

#### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
	ツキノワグマ	・電気柵の適正な管理(下草刈り、電圧の管理等)につい
	カモシカ	て指導行う。
R5	ニホンジカ	・効果的な追い払い方法の現地研修を実施する。
	イノシシ	・鳥獣の出没情報や被害情報を収集し、集落と共有する。
~R7	ニホンザル	・鳥獣の出没時、集落ぐるみで追い払い実施する。
	ハクビシン	
	カラス等鳥類	

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

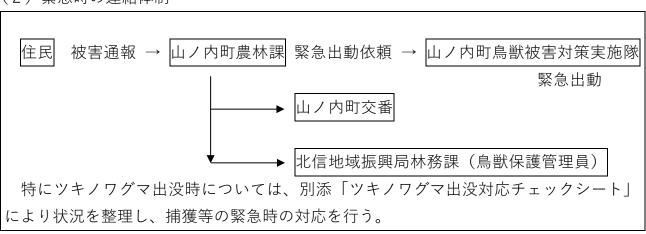
年度	対象鳥獣	取組内容
R5 ∼R7	ツキノワグマ カモシカ ニホンジカ イノシシ ニホンザル ハクビシン カラス	・住民に対する研修会(被害対策の基礎知識、電気柵等の維持管理方法、効果的な追い払い方法等)を実施し、被害防止に関する知識の普及に努める。 ・被害集落の住民と共同で集落点検を実施する。 ・廃果や放任果樹の除去及び生ごみ等の処理の徹底など、誘因物の適正処理に関して広報する。 ・耕作放棄地の刈払いや空き家の適正な管理について周知する。 ・人身被害等を伴う場合、防災無線等による地域住民への注意喚起や危険防止のためのパトロールを行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれが ある場合の対処に関する事項

### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
山ノ内町役場	緊急対策の総括・連絡調整・予防対策
中野警察署	人身事故等防止・安全確保
山ノ内町交番	人身事故等防止・安全確保
鳥獣被害対策実施隊(山ノ内町猟友会)	鳥獣出没状況等情報収集・捕獲
ながの農業協同組合	農業被害状況等情報収集・調査
北信地域振興局林務課	人身事故等防止・捕獲許可
鳥獣保護管理員	鳥獣出没状況等情報収集・捕獲指導

#### (2) 緊急時の連絡体制



#### 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

地域の被害対策意識の高揚と地域資源の有効活用のため、捕獲者等による自家消費を 推進する。なお、資源として利用できないものは、捕獲者自身により地中埋設や処理施 設への持込等を実施して適正管理を実施する。

- 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
- (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	_
ペットフード	_
皮革	_
その他(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	_

(2)	処理加工施設の取組
· / .	

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

.

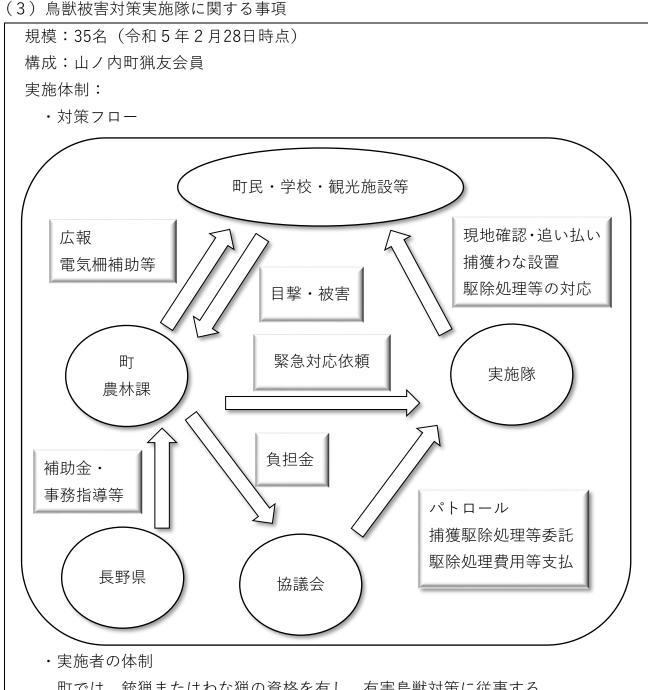
### 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1)協議会に関する事項(山ノ内町有害鳥獣対策協議会)

構成機関の名称	役割	
山ノ内町役場	被害対策総括・連絡調整	
中野警察署	人身事故等防止・安全確保	
山ノ内町猟友会	息獣出没状況等情報収集・捕獲	
長野県鳥獣保護管理員	点計山及仏儿寺   報収集・加後 	
ながの農業協同組合	農業被害状況等情報収集・調査	
農業委員会	辰未恢告 <u>你</u> , 一切,我们就是一切。	
北信州森林組合	林業被害状況等情報収集・調査	
環境省	野生鳥獣生息状況等情報収集・調査	
地獄谷野猿公苑	ニホンザル個体群調査に関する協力、捕獲に対する助言・指導	
志賀高原観光協会		
志賀高原旅館組合		
山ノ内町観光連盟		
山ノ内町商工会	住民及び観光客に対する注意喚起	
山ノ内町区長会	出没及び被害情報収集・共有	
山ノ内町議会		
一般財団法人 和合会		
一般財団法人 共益会		

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北信地区野生鳥獣被害対策	オブザーバー(被害対策・集落づくり支援)
支援チーム	
NPO法人 信州ツキノワ	野生鳥獣の生態、侵入防止柵設置に対する助言・指導
グマ研究会	



町では、銃猟またはわな猟の資格を有し、有害鳥獣対策に従事する

- ①講習を受講した者を対象に従事者証を発行し、
- ②緊急対応や定期パトロールなどの実施について依頼する。

なお、費用については、国・県及び町からの補助金等により運営している。

#### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

山ノ内町有害鳥獣対策協議会の構成機関と連携し、農業被害等の情報収集や鳥獣の目 撃情報を迅速に把握しながら、人身・農業被害の未然防止と安全確保を図る。

また、地元住民と連携して集落ぐるみの被害防止対策に努める。

### 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

国立公園内及び観光地の対策については、関係機関と連携しながら適正な保護管理に 継続して取り組む。

項を記載)

### ツキノワグマ出没対応チェックシート(案)

	(市町村名 申請場所 · 申請No.	)
区分	内容	備考
1出没日時	1	時系列に記
	複数の場合は番号を付して記載	載
2目撃場所	① (目撃・痕跡)	時系列に記
		載
3- (1)	(1)被害の報告	
被害情報	①日時 月 日 ②相手方(住民・区長・その他( ))	
	(2)被害状況の確認   ①確認日 月 日 ②確認者( )	
3- (2)	(1) 被害の状況	;
, ,	農業被害や、人身被害の可能性   (2) 人身被害	i
被害等の確認	C27 / 73   12   12   13   15   15   15   15   15   15   15	載 ¦ 
	・人家( )・公共施設( )・主要交通機関( )・	
	その他 ( )	
	○被害の状況(      )	
	(3) その他(クマの状況等を記載)	
4 11-4		
4 対応レベル	(1) 対応レベル レベル1 ・ レベル2 ・ レベル3 ・ レベル4 ・ 緊急	理由は具体的に記載す
	(2) その具体的な理由	りに記載りること
5 危険回避の	(1) 住民等への注意喚起	
対応	(2) パトロール等	
7.370.		
 6 捕獲の	(1) 必要性(理由を記載)	
必要性	(2) 捕獲方法	
N. ≯ IT	(3) 捕獲の区域	
	(5) 放獣の検討	
	,	⅃ℰ┖笠ℴΩ
1 11 心学识	│	 

注1) 平面図(人身被害に関係するものは人家の位置等)、被害状況写真を添付し必要性を記載

〇捕獲後、再出没している場合はその経過 (捕獲後に別個体が確認されていること) 等を記載

注2) 補足がある場合は別紙に記載(任意様式)